

4月から国民年金の掛け金の金額が変わります

第1号被保険者（学生・フリーター・自営業者・農業・漁業など）の方の国民年金の掛け金の金額が変わります。

令和4年度の国民年金の掛け金の額は16,590円（月額）でしたが、令和5年度から**16,520円（月額）**となります。（昨年比70円の減額）

※国民年金の掛け金の額は、平成16年度の価格水準で規定された額をもとに名目賃金の変動に応じて4月に改定されます。

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたが国民年金の掛け金を納付することによって、高齢者世代の生活を支えていきます。同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、忘れずに納付しましょう。

また、無職や失業・パートなどで収入が少なくなり、納めるのが困難な場合は、免除される制度もありますので、当てはまる方はご利用ください。



国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます！！

令和5年2月20日よりスタート！

国民年金保険料が、現金・口座振替・クレジットカード・Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付ができるようになりました！！

【ご利用に必要なもの】

- ① 納付書
- ② スマートフォン
- ③ 決済アプリ

■対象決済アプリ(五十音順)

- ・au PAY
- ・d払い®
- ・PayB(※)
- ・PayPay

※金融機関等が提供するアプリを含む。
詳細は、PayBのホームページ(<https://payb.jp/finance/>)をご覧ください。

■スマホ決済の流れ

①決済アプリをダウンロード
②氏名・生年月日等を登録

③納付書に記載されている
バーコードを読み取る

④決済内容を確認
⑤パスワード入力

納付完了

※バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書等)については、ご利用いただけません。
※各決済アプリの使用方法等については、ご利用の決済事業者様にお問い合わせください。

～国民年金は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

・町民課 戸籍医療年金係 (TEL 2-2453)
・函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-56-1165)